

(証券コード3090)  
平成20年4月8日

株 主 各 位

大阪市中央区農人橋一丁目1番22号  
大江ビル10階

**株式会社ナチュラム**

代表取締役 中島成浩  
社 長

## 第8期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、平成20年4月24日（木曜日）当社営業時間終了の時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成20年4月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区農人橋一丁目1番22号 大江ビル13階 会議室
3. 目的事項  
報告事項 第8期（平成19年2月1日から平成20年1月31日まで）事業報告の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 第8期（平成19年2月1日から平成20年1月31日まで）計算書類の承認の件  
第2号議案 新設分割計画承認の件  
第3号議案 定款一部変更の件  
第4号議案 取締役1名選任の件  
第5号議案 監査役2名選任の件  
第6号議案 補欠監査役1名選任の件  
第7号議案 会計監査人選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.naturum.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(平成19年2月1日から  
平成20年1月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、企業収益の改善や設備投資の増加等により、緩やかな景気の回復が見られましたが、年金の負担増、更には、小麦や原油の高騰による身近な商品の値上がりが消費者心理を一層冷え込ませており、先行きに不透明感を残しております。

そのような経済環境の下、当社が属するアウトドア・レジャー関連業界は、一部に消費の下げ止まり感が見られたものの、原油価格高騰による原材料及び物流費の上昇により、企業間或いは商品間において価格競争が激化するなど、取り巻く経営環境は一段と厳しさを増しております。

このような厳しい市場環境にも関わらず、当社は「自然」、「健康」、「環境」をテーマとして、商品の充実ならびに新規サービスの拡充など、積極的な営業活動を重ねてまいりました。特に主力となるEコマース（インターネット通信販売）事業では、MD（マーチャンダイジング）を通じて商品の充実に注力し、加えて比較的天候が安定化したこと、市場のEC化率が高まったこと、更に平成19年10月19日に、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場に上場したことなどが功を奏し、釣具、アウトドア、健康関連商品が共に計画以上の売上となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、4,266,713千円（前期比23.3%増）、経常利益は、137,993千円（前期比9.7%増）、当期純利益は、118,479千円（前期比△17.7%）となりました。

当社は、設立当初よりEコマース事業強化のための設備投資を継続的に実施しており、また、平成18年1月期に至るまで累積損失を計上していたことから、内部留保が充実しているとはいえ、当事業年度の剰余金の配当につきましては、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただきたいと存じます。

なお、各事業部の概況、部門別売上高及び主要なデータは次のとおりであります。

## 【Eコマース（インターネット通信販売）事業】

当社の主力事業であるEコマース（インターネット通信販売）事業につきましては、昨年に引き続き「ショートヘッド」&「ロングテール」を戦略として、商品の充実を図ってまいりました。ショッピングサイト「アウトドア&フィッシング ナチュラム」では、取扱い商品アイテム数を234,564点（前期末200,321点）にまで拡張し、更にコールマン特集、ノースフェイス特集、コロンビア特集等のナショナルブランドの特集ページを数多く設け、春、夏、秋、冬の四季に応じたセールを行ってまいりました。

一方、ショッピングサイト「健康計画」では、市場の認知度を高めるため、商品の利益率は低下するものの、量的な売上の拡大が望めることを目的として、価格の全面的な見直しを行いました。また、モバイル市場が急拡大する中で、携帯ショッピングの商品購入者は、20代後半の女性が最も多く（2006年KDDIモバイルEC戦略より）、「健康計画」が注力している美容関連商品と、相性のよい市場であるとの認識により、平成19年11月に「健康計画」のモバイルサイト（携帯電話向けECサイト）をオープンし、売上の拡大を図ってまいりました。

また、Eコマースの重要施策であるポイントにつきましては、自社サイト「アウトドア&フィッシング ナチュラム」と「健康計画」の両サイトで得られたポイントの流通性を高めるため、双方向性によるポイントの交換を可能とし、顧客ロイヤリティの向上に努めてまいりました。

以上の結果、Eコマース（インターネット通信販売）事業の売上高は、4,040,956千円（前期比23.1%増）となりました。

## 【ECソリューション事業】

ECソリューション事業の主力である「Genesis-EC」のASPサービスにつきましては、新たな決済サービスとして、コンビニ、郵便局、銀行での後払い決済を可能とする「NP後払い」（注）機能を搭載し、Eコマース事業の運用面の効率化に寄与してまいりました。

また、Eコマース事業者を側面から支援するECソリューションサービスは、当期3月より商品データ入力と画像加工業務を代行する「カタログデータファクトリーサービス」を新事業として開始しました。商品データ入力、画像加工業務は、インターネット通信販売事業を行う上で必要不可欠な業務となり、単純作業ではありますが、多くのリソースと莫大なコストが掛かっております。新事業は、このようなデータ登録業務を極めてスピーディ、高品質、低コストで提供し、Eコマース事業者のニーズに幅広く応えていこうとするものであります。

以上の結果、ECソリューション事業の売上高は、225,757千円（前期比27.4%増）となりました。

（注）「NP後払い」は㈱ネットプロテクションズが提供する決済サービスのことです。

## 【部門別売上高】

		前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)	前年同期比 (%)	構成比 (%)
Eコマース（インターネット通信販売）事業	釣具・アウトドア用品	3,193,250	3,743,921	117.2	87.8
	健康関連用品	86,864	295,160	339.8	6.9
	環境関連用品	3,816	1,874	49.1	0.0
	計	3,283,930	4,040,956	123.1	94.7
ECソリューション事業		177,199	225,757	127.4	5.3
合 計		3,461,129	4,266,713	123.3	100.0

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## 【主要な販売データ】

		前事業年度	当事業年度	前年同期比 (%)
釣具・アウトドア用品	出荷件数	290,858件	352,452件	121.2
	客単価	10,979円	10,622円	96.7
健康関連用品	出荷件数	13,740件	43,561件	317.0
	客単価	6,322円	6,776円	107.2

### (2) 設備投資の状況

当期中の設備投資の総額は22,091千円で、その主なものは、次のとおりであります。

建物の増加	新事務所（大江ビル）内装工事及び付帯工事一式	8,755千円
工具器具及び備品の増加	健康計画DBサーバー	940千円
ソフトウェアの増加	NEXASブリッジシステム開発（Web-API）	4,690千円

### (3) 資金調達の状況

平成19年10月18日に公募増資により1,500株の新株式を発行し、これにより301,950千円を調達しました。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、Eコマース(インターネット通信販売)事業及びECソリューション事業を展開しておりますが、新規参入が相次いでおり、競争が一段と激化しております。このような市場環境の下、他社との差別化を図り、当社が更なる発展を続けるために、次の3点を重要課題として認識しており、かかる課題に対して具体的な施策を講じております。

##### ① 商品力の強化

主力事業であるEコマース(インターネット通信販売)においては、多様化し、変化が激しい顧客ニーズに対応し、収益機会を拡大するためには、より一層の新たな商品の品揃えが不可欠となり、平成20年1月31日現在において、約23万点の品揃えを行っております。

今後は、顧客ニーズにマッチする品揃えを適切に行えるよう社内研修を定期的で開催して、自社運営のブログ等を活用した顧客志向の商品発掘やメーカー及び卸売業者との更なる連携によって、商品力の強化を図ってまいります。

##### ② 価格競争力の強化

Eコマース(インターネット通信販売)事業において顧客の購買動機の要因の一つとも考えられる販売価格については、他社との競争において優位性を確保すべく、自社開発のシステムを活用しております。

今後は、更なる自社システムの増強により、効率的な事業運営を行える体制を構築すると共に、より一層のマーケティングの強化による付加価値のある商品の販売を重点的に行うことで、価格競争力の強化を図ってまいります。

##### ③ 内部統制システムの強化

平成18年6月に成立した「金融商品取引法」により、内部統制報告制度が導入され、平成20年4月以降に開始する事業年度から、上場企業等においては、財務報告にかかる内部統制を評価しその結果を開示することが義務づけられます。

当社では内部管理体制の充実を図り、更なる内部統制システムの強化が不可欠であると認識しております。その施策としまして、当社のおかれている状況やリスクを十分に考慮し、これらの事項についてそれぞれ方針を定めるため平成19年5月14日に内部統制委員会を設置し、内部統制状況の再検証、具体的なスケジュール及び評価の範囲等の検討を行っております。今後は各部門に対し周知徹底を図り、役職員の理解を一層深めるよう努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成16年度 第5期	平成17年度 第6期	平成18年度 第7期	平成19年度 第8期 (当事業年度)
売 上 高	2,169,319 千円	2,686,675 千円	3,461,129 千円	4,266,713 千円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△159,518 千円	55,723 千円	143,964 千円	118,479 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△19,899.96 円	5,764.27 円	14,892.30 円	11,711.99 円
総 資 産	711,877 千円	675,826 千円	868,789 千円	1,320,524 千円
純 資 産	316,444 千円	372,167 千円	516,131 千円	949,589 千円

- (注) 1 1株当たり当期純損益は、期中平均株式数により算出しております。
- 2 第5期につきましては、自然災害の影響ならびに物流業務のアウトソーシングに伴う移管費用が影響し、また、ソフトウェアを再評価し評価損を計上したことにより大幅な当期純損失となりました。
- 3 第6期につきましては、仕入先との仕切り交渉で利益率の改善に取り組み、また費用面につきましては、インターネット販売の物流業務を全面的に外注先に委託したことで物流コストを削減し、当期純利益を計上しました。
- 4 第7期につきましては、当社の主力事業であるEコマース（インターネット通信販売）のショップサイト「アウトドア&フィッシング ナチュラム」において「ロングテール」&「ショートヘッド」という営業戦略を採用し着実に売上を積み上げ、また、ブログポータルサイト「blog@naturum」のアクセス数の堅調な伸びによる集客効果で、前期を上回る売上高及び当期純利益を計上しました。
- 5 第8期（当事業年度）につきましては、前記「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ そ の 他

当社は、平成20年2月1日をもってECソリューション事業部門を新設する「ジェネシス・イーシー株式会社」に承継させる会社分割を行っております。

会社分割の要旨等については、後記個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

### (7) 主要な事業内容

当社は、Eコマース（インターネット通信販売）事業と、オンラインショップ統合管理システムのASPサービス提供等のECソリューション事業を取り扱っております。

その主な内容は次のようになります。

#### 【Eコマース（インターネット通信販売）事業】

釣具用品	バスフィッシング、リバー&レイク、ソルトウォーター、海釣、アングラーズギア
アウトドア用品	キャンプ、フィールドギア、ウエア&バッグ、サイクル&カー、アウトドアスポーツ
健康関連用品	スポーツ&フィットネス、健康食品、癒し&リラックス、美容・化粧品、フード&ドリンク、生活用品
環境関連用品	ネイチャー・エコロジー・ライフスタイル

#### 【ECソリューション事業】

ECシステム	オンラインショップ統合管理システム「Genesis-EC」のASPサービス提供
アウトソーシング	業務受託（ECシステム構築、ECサイト運営、EC決済・物流等）

#### 【販売サイト】

出店区分	サイト名	販売ジャンル
自 社	アウトドア・フィッシング	釣具・アウトドア
	ジェネシスーEC	オンラインショップ統合管理システム「Genesis-EC」
	健康計画	健康関連
	アウトドア問屋	釣具・アウトドア
	Earth-Mart	環境関連
モール	ヤフーショッピング	釣具・アウトドア・健康関連・環境関連
	ヤフーオークション	釣具・アウトドア
	楽天市場	釣具・アウトドア・健康関連
	ビッダーズショッピング	釣具・アウトドア

(8) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本社	大阪府中央区農人橋一丁目1番22号 大江ビル10階
物流センター	静岡県磐田市下万能101

(9) 使用人の状況（平成20年1月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45(6)名	5名増	32.0歳	3.0年

- (注) 1 使用人は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートを含む。）は当期1年間の平均を（ ）外数で記載しております。  
2 使用人が1年間において、5名増加しましたのは、業容拡大に伴う期中採用によるものであります。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 38,668株

(2) 発行済株式の総数 11,281株

(注) 平成19年10月18日の公募による新株式1,500株とストック・オプション114個の行使による新株式114株の増加と合せて発行済株式総数が1,614株増加し、11,281株となりました。

(3) 株 主 数 1,537名

(4) 発行済株式の総数の10分の1以上の株式を有する株主

株 主 名	持株数(株)	出資比率(%)
中島 成浩	1,668	14.78
中島 一成	1,598	14.16



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況
- ・新株予約権の数  
935 個
  - ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式 935 株（新株予約権 1 個につき 1 株）
  - ・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行 使 期 間	個 数	保 有 者 数
取締役 （社外取締役なし）	第 1 回（114,300円）	平成17年11月 1 日～平成25年10月31日	385個	6名
	第 2 回（250,000円）	平成18年11月 1 日～平成26年 9 月30日	530個	6名
	第 3 回（250,000円）	平成20年 2 月 1 日～平成27年12月31日	10個	2名
監査役	第 1 回（ 一円）	—	一個	一名
	第 2 回（250,000円）	平成18年11月 1 日～平成26年 9 月30日	10個	1名
	第 3 回（ 一円）	—	一個	一名

- (2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

なお、新株引受権方式のストック・オプションについては、貸借対照表の注記に記載のとおりであります。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

平成20年1月31日現在

氏名	地位及び担当	他の法人等の代表状況等
中島成浩	代表取締役会長兼社長 最高経営責任者(CEO)	—
及川信宏	取締役副社長 最高執行責任者(COO)	—
福岡登	取締役副社長 最高財務責任者(CFO)	—
谷本博文	取締役ECS事業本部長	—
加津茂治	取締役ECS事業統括本部長兼ECS事業部長	—
高橋要	取締役管理本部長兼経理・財務部長	—
岡本健一	常勤監査役	—
大社昂	監査役	—

- (注) 1 監査役岡本健一氏、大社昂氏は社外監査役であります。  
2 代表取締役会長兼社長 最高経営責任者(CEO)中島成浩氏は、平成20年2月1日付けでジェネシス・イーシー株式会社の代表取締役社長に就任しております。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役6名 50,370千円  
社外監査役2名 2,640千円

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 監査役 岡本健一氏

イ. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

ロ. 他の会社の社外役員の兼務状況

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会25回に全て出席し、経営全般についての助言・提言及び議案審議等に必要の発言を適宜行っております。また、常勤監査役の立場で業務の適法性に係る監査など監査業務全般についての活動を行っております。

#### ② 監査役 大社 昂氏

イ. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

ロ. 他の会社の社外役員の兼務状況

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会25回に全て出席し、経営全般についての助言・提言及び議案審議等に必要の発言を適宜行っております。

## 5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に関わる情報については、各規程に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。各規程は、必要に応じて随時見直し、改善を図っております。
- (2) 損失の危険の管理（リスクマネジメント）に関する規程その他の体制
  - ①事業上のリスクとして、信用リスク・市場関連リスク・システムリスク・コンプライアンスリスク・情報関連リスク・カントリーリスク等を認識し、個々のリスクに対応する社内規程マニュアルの整備、見直しを行っております。
  - ②監査役及び内部監査担当は定期的にはリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告しております。
  - ③取締役会は必要に応じてリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時を開催しております。
  - ②当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役らによって構成される経営会議においての審議を経た後、取締役会にて執行決定を行っております。
  - ③取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めて運用しております。
- (4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ①内部統制システムの構築・維持・向上を推進するために、社長を委員長として設置したコンプライアンス委員会は「内部統制委員会」として発展的に統合し、その構築・維持・向上に努めております。
  - ②内部統制委員会の統括事務局は総務・人事部に設置し、法令及び定款遵守の周知・徹底と実行を図る体制を構築し、更なる向上に努めております。
  - ③法令違反その他のコンプライアンスに関する事実については、内部統制委員会事務局に報告し、必要に応じ顧問弁護士、第三者機関等の意見聴取を通じて対処案を図り、これを取締役会及び監査役に報告する運用体制を構築いたします。

- ④内部統制委員会事務局は、報告案件について定期的に審議のうえ、その結果と今後の再発防止対策を含めて経営会議を経て、取締役会に報告いたします。
- ⑤監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べると共に、改善策の策定を求められます。
- (5) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役が必要に応じて業務補助のために、使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役補助者を置くことといたします。指名された補助者の人事、報酬、考課等については監査役の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとしていたします。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制  
取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、法令及び「監査役監査規程」等社内規程に基づき監査役へ適切かつ迅速に報告する体制を確保いたします。
- (7) 監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制  
①監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して重要事項の報告を求められます。  
②監査役は、「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保すると共に、内部監査担当及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図っております。  
③監査役は、代表取締役と必要に応じて会合をもち、代表取締役の業務執行方針を確かめると共に、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要事項等について意見を交換しております。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を四捨五入表示しております。

# 貸借対照表

(平成20年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,216,471</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>368,303</b>
現 金 及 び 預 金	551,346	支 払 手 形	11,803
売 掛 金	271,569	買 掛 金	246,352
商 品	330,437	未 払 金	60,228
貯 蔵 品	1,408	未 払 法 人 税 等	4,839
前 払 費 用	5,590	未 払 消 費 税 等	3,274
繰 延 税 金 資 産	35,208	未 払 費 用	11,749
そ の 他	20,967	前 受 収 益	425
貸 倒 引 当 金	△54	ポ イ ン ト 引 当 金	22,088
<b>固 定 資 産</b>	<b>104,053</b>	賞 与 引 当 金	3,056
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>24,466</b>	そ の 他	4,490
建 物	7,915	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,632</b>
工 具 器 具 及 び 備 品	16,550	長 期 割 賦 未 払 金	2,419
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>47,068</b>	そ の 他	212
ソ フ ト ウ ェ ア	43,733	<b>負 債 合 計</b>	<b>370,935</b>
商 標 権	414	<b>純 資 産 の 部</b>	
そ の 他	2,921	<b>株 主 資 本</b>	<b>949,589</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>32,520</b>	資 本 金	602,738
投 資 有 価 証 券	25,700	資 本 剰 余 金	157,490
差 入 保 証 金	19,209	資 本 準 備 金	157,490
長 期 リ ー ス 債 権	2,542	利 益 剰 余 金	189,362
そ の 他	7,919	そ の 他 利 益 剰 余 金	189,362
投 資 損 失 引 当 金	△22,851	繰 越 利 益 剰 余 金	189,362
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>949,589</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,320,524</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>1,320,524</b>

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成19年2月1日から  
平成20年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,266,713
売 上 原 価		3,062,334
売 上 総 利 益		1,204,379
販売費及び一般管理費		1,043,248
営 業 利 益		161,131
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	684	
雑 収 入	1,165	1,849
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	243	
株 式 公 開 費 用	20,089	
株 式 交 付 費	3,713	
雑 損 失	942	24,987
経 常 利 益		137,993
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	57	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	647	704
税 引 前 当 期 純 利 益		137,289
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,830	
法 人 税 等 調 整 額	15,981	18,811
当 期 純 利 益		118,479

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成19年2月1日から  
平成20年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他利益 剰余金		
		資本準備金	繰越利益 剰余金			
平成19年1月31日残高	445,248	—	70,883	516,131	516,131	
当事業年度中の変動額						
新株の発行	157,490	157,490	—	314,980	314,980	
当期純利益	—	—	118,479	118,479	118,479	
当事業年度中の変動額合計	157,490	157,490	118,479	433,459	433,459	
平成20年1月31日残高	602,738	157,490	189,362	949,589	949,589	

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 重要な会計方針

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの……移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……売価還元法による低価法

貯 蔵 品……最終仕入原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……定率法

建 物……10～38年

工具器具及び備品……5～8年

(会計方針の変更)

平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

無 形 固 定 資 産

ソフトウェア……社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

長 期 前 払 費 用……定額法

#### 3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……従業員の業績年俸（賞与）の支給に備えるために、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

ポイント引当金……将来の販売時に使用されると見込まれるポイントに対して、平均使用実績率を計算し、これを当期の期末日現在において、発生しているポイントに乗じて金額を計上しております。

投資損失引当金……投資損失引当金は、投資の損失に備えるために投資先会社の実情を勘案の上、その損失見込額を計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

リース取引の処理方法……リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

消費税等の処理方法……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。



(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

差 入 保 証 金 10,636千円

上記に対応する債務

買 掛 金 15,738千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 24,860千円

3. ストック・オプションによる新株引受権

旧商法第280条ノ19第1項の規定（新株引受権方式によるストック・オプション）による新株引受権

権利付与日 平成12年12月25日

発行すべき株式の種類 普通株式

発行予定残高 469株

発行価額 114,286円

行使期間 平成15年1月1日から平成21年12月31日まで

(注) 1. 上記は、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）附則第6条の経過措置によっております。

2. 平成17年4月25日開催の第5期定時株主総会決議により、行使期間の終期を平成21年12月31日まで延長しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式総数 11,281株

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	9,667	1,614	—	11,281
合計	9,667	1,614	—	11,281

(注) 平成19年10月18日の公募による新株式1,500株とストック・オプション114個の行使による新株式114株の増加と合せて発行済株式総数が1,614株増加し、11,281株となりました。

2. 当事業年度末において発行している新株予約権の 1,084株  
目的となる株式の数（行使期間の初日が未到来のもの  
を除く）

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及び主要株主	中島成浩	—	—	当社代表取締役会長兼社長	(被所有)直接14.78%	—	—	当社仕入債務に対する被債務保証(注)1.	10,969	—	—
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社ナカジマ(注)2.	大阪市城東区	30,000	釣具製造・卸	—	—	設備の賃借	本社事務所の賃借(注)3.	1,100	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社は、一部の仕入債務について、代表取締役会長兼社長中島成浩より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、取引金額は消費税等を含んでおります。
2. 当社代表取締役会長兼社長の中島成浩の実父である中島一成及びその近親者が議決権の100%を保有しております。
3. 本社事務所の賃借料は、近隣の市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。なお、取引金額には消費税等を含んでおりません。また、平成19年3月31日付で株式会社ナカジマとの建物賃貸借契約を解消しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因

税務上の繰越欠損金	16,151千円
ポイント引当金	8,988千円
一括償却資産	631千円
賞与引当金	1,243千円
減価償却超過額	5,420千円
その他	2,774千円
繰延税金資産小計	35,208千円
繰延税金資産の純額	35,208千円

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	84,176円00銭
1株当たり当期純利益	11,711円99銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	118,479千円
普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式に係る当期純利益	118,479千円
普通株式の期中平均株式数	10,116株

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成19年12月25日開催の取締役会において、平成20年2月1日付にて当社のECソリューション事業（イーコマースのための各種ソリューションサービス）を会社分割し、その事業を新たに設立する会社「ジェネシス・イーシー株式会社」に承継することを決定いたしました。

(1) 会社分割の目的

当社はショッピングサイト「アウトドア&フィッシング ナチュラム」を中心とした一般顧客に対するEコマース（インターネット通信販売）事業とそのノウハウを元に自社開発したオンラインショップ統合システム「Genesis-EC」（コンピュータソフト）を事業者にレンタルサービスする事業を行っておりますが、これら2つの事業を分社化することによって、それぞれの事業領域に合わせた確かな戦略の立案と、急速な事業環境の変化に即応するための迅速な意思決定を有し、効率的な経営を可能とすることでより一層の事業拡大を目指してまいります。

(2) 会社分割の要旨

①分割の方式

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする新設分割（簡易分割）といたします。

②割当株式数

本件分割に際して新設会社が発行する普通株式200株は全て当社に割当てられます。

③分割交付金

本件分割に際して、新設会社は分割交付金を支払いません。

④分割により増加または減少する資本金等

分割により増加または減少する資本金の額等はありません。

⑤分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

分割による当社新株予約権に関する取扱いに変更はありません。なお、当社は新株予約権付社債を発行していません。

⑥新設会社が承継する権利義務の内容

新設会社は、分割の効力発生日に分割会社が分割する事業に関して有する資産、負債及びこれら付随する一切の権利義務並びに契約上の地位を承継するものとします。また、新設会社の従業員（6名）は、全て分割会社からの出向によるものとします。なお、承継する債務については重疊的に債務を引受けることとします。

⑦分割する資産、負債の状況

資産	金額（千円）	負債	金額（千円）
流動資産	28,552	流動負債	16,311
固定資産	4,062	固定負債	212
合計	32,614	合計	16,523

⑧債務履行の見込み

分割会社及び新設会社が、本件分割後に負担すべき債務の履行の確実性に問題がないものと判断しております。

⑨新設会社概要

商号	ジェネシス・イーシー株式会社
事業内容	イーコマースのための各種ソリューションサービス
本店所在地	大阪市中央区
代表者名	代表取締役社長 中島 成浩
資本金	10,000千円
直近の売上高	225,757千円

以上

## 監 査 報 告 書

私達監査役は、平成19年2月1日から平成20年1月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社における業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であるものと認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成20年3月25日

株式会社ナチュラム 監査役

常勤監査役（社外監査役）岡 本 健 一 ㊟

社外監査役 大 社 昂 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 第8期（平成19年2月1日から平成20年1月31日まで）計算書類の承認の件

本議案の内容につきましては、添付書類13頁から20頁に記載のとおりであります。当社取締役会は、本議案の内容を適法かつ適正と判断しております。

### 第2号議案 新設分割計画承認の件

#### 1. 新設分割を行う理由

当社グループは、釣具、アウトドア商品を主力としたEコマース（インターネット通信販売）事業と、Eコマース事業者様を対象とした、オンラインショップ統合管理システム「Genesis-EC」のASPサービス、物流受託サービス、商品データ入力・画像加工サービスなどのECソリューション事業を展開し成長してまいりました。

しかしながら、昨今のITの進化やグローバル化、顧客ニーズの高度化・多様化など、事業環境は著しく変化しつつあります。この変化に対応すべく、当社グループが今以上のスピーディー且つ的確な成長路線を歩んでいくためには、現在の延長線上ではない新たな成長戦略が必要であり、既存事業の強化は勿論の事、M&Aや戦略的提携なども視野に入れた企業構造の再編が急務であると認識しております。

一方、現在、グループ経営という世界標準パラダイムシフトを迫る外部環境要因は、市場経済化の流れでもあります。グループという枠組みの中で個々の得意分野、ノウハウなどの経営資源を持ち寄る事によって事業の拡張が行われ、更にコラボレーションによるシナジー効果、業務効率の向上が期待できるなど、グループ価値を向上させる持株会社体制は、今後の企業構造の変革を図る上で最適と考え、当社のEコマース（インターネット通信販売）事業部門を会社分割し、新たに設立予定の「ナチュラム・イーコマース株式会社」に承継すること及び持株会社体制に移行することにいたしました。

今般の持株会社への移行に伴い、当社グループの方向性としては、ECコングロマリット（シナジー効果を発揮するEC企業）という方向に進み、グループで醸成されるシナジー効果を最大化させるため、グループ各社の活動ベクトルを同じ方向に定め、且つ親会社がグループ全体の戦略を定め、戦術の調整ときめ細かな連携を通じて企業価値向上に邁進する所存であります。

株主の皆様におかれましては、このたびの新設分割の趣旨にご賛同いただき、新設分割計画をご承認賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 新設分割計画の内容の概要

### 新設分割計画書（写）

株式会社ナチュラム（平成20年8月1日付で「ミネルヴァ・ホールディングス株式会社」に商号変更予定。以下「当会社」という。）は、当会社Eコマース（インターネット通信販売）事業（以下「本事業」という。）に関する権利義務を、新設分割（以下「本分割」という。）により設立するナチュラム・イーコマース株式会社（以下「設立会社」という。）に承継させるため、次のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

#### （会社分割の方法）

第1条 当会社は、本計画に定めるところに従い、新設分割の方法により本事業を分割し、設立会社に本事業に関する権利義務を承継させる。

#### （設立会社の概要および定款）

第2条 設立会社の商号、目的、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1「定款」記載のとおりとする。

なお、設立会社の本店の所在場所は、大阪市中央区農人橋一丁目1番22号大江ビル10階とする。

#### （設立会社が交付する株式の数）

第3条 設立会社は、本分割に際して普通株式400株を発行し、すべて当会社に対して割当交付する。

#### （設立会社の資本金および準備金等）

第4条 設立会社の設立時の資本金、資本準備金、利益準備金および任意積立金その他留保利益の額は次のとおりとする。ただし、当会社は、分割手続進行上の必要性その他の事由により、これを変更することができる。

1. 資本金	金20,000,000円
2. 資本準備金	金69,125,740円
3. 利益準備金	金0円
4. 任意積立金その他留保利益	金0円

#### （本分割により承継する権利義務）

第5条 設立会社は、第7条に定める設立会社の成立の日、本計画の定めに従い、次のとおり、当会社から本事業に関する権利義務を承継する。

#### 1. 承継する資産および債務等

設立会社は、設立会社の成立の日時点での、別紙2「承継権利義務明細表」記載のとおり資産、債務および契約上の地位その他の権利義務を、当会社より承継するものとする。

## 2. 併存的（重疊的）債務引受

当社は、当社から設立会社に承継される一切の債務について、設立会社と併存的（重疊的）に債務を引き受けるものとする。

（従業員の処遇）

第6条 本事業に主として従事する当社の従業員（以下「従業員」という。）との雇用契約については、本分割によって設立会社に承継されないものとし、当社は、従業員を設立会社に出向させるものとする。

（設立会社の成立の日）

第7条 設立会社は、平成20年8月1日に成立する。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、当社の取締役会決議によりこれを変更することができる。

（設立会社の設立時取締役および設立時監査役の氏名）

第8条 設立会社の設立時取締役および設立時監査役は、次の者とする。

1. 設立時取締役 中島 成浩、及川 信宏、加津 茂治

2. 設立時監査役 浅野 弘

（競業禁止義務の不存在）

第9条 当社は、設立会社の成立の日以後も、本事業と同一または類似の事業を行うことができる。

（分割承認決議）

第10条 当社は、設立会社の成立の日までに、本計画の承認および新設分割に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

（分割条件の変更等）

第11条 設立会社の成立の日までに、天災地変その他の事由により、当社の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合は、当社の取締役会決議により、本計画上の条件を変更し、または本計画を中止することができる。

（本計画の効力）

第12条 本計画は、設立会社の成立の日までに、法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、効力を失うものとする。

（規定外事項）

第13条 本計画に定める事項のほか、本分割に関し必要な事項は、本分割の趣旨に従い、当社の取締役会決議によりこれを決定する。

平成20年3月14日

大阪市中央区農人橋一丁目1番22号

大江ビル10階

株式会社ナチュラム

代表取締役 中島成浩 ㊤



## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (商号)

当社は、ナチュラム・イーコマース株式会社と称し、英文では、N a t u r u m ・ E c o m m e r c e C O . , L T D . と表示する。

### 第 2 条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネットによる情報提供、通信販売および仲介、広告業務
- (2) アウトドアレジャー用品、釣具、スポーツ用品の販売
- (3) 旅行用品、自動車用品、日用品雑貨の販売
- (4) レジャー、スポーツ、旅行に関する情報提供サービス
- (5) イベントの企画、運営
- (6) ソフトウェアの開発、販売
- (7) 健康食品、食料品、健康機器の販売
- (8) コンピューターおよび周辺機器の販売
- (9) 市場調査および各種マーケティングリサーチ業
- (10) 倉庫業、梱包発送代行業務および梱包資材の販売
- (11) 損害保険代理業
- (12) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (13) 前各号に付帯関連する一切の業務

### 第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を大阪市に置く。

### 第 4 条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

### 第 5 条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

### 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、1,600株とする。

### 第7条（株券の不発行）

当会社は、株式に係る株券を発行しない。

### 第8条（株式の譲渡制限）

当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は、取締役会の承認を受けなければならない。

### 第9条（株式等の割当てを受ける権利等の決定）

当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）および新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその申込みの期日の決定は、取締役会の決議によって行う。

### 第10条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

### 第11条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要ある場合に随時これを招集する。

### 第12条（基準日）

当会社は、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議により、予め公告して基準日を定めることができる。

### 第13条（招集権者および議長）

当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、予め取締役会で定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

### 第14条（決議）

当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第15条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役および取締役会

#### 第16条（取締役の員数）

当会社の取締役は、3名以上5名以内とする。

#### 第17条（取締役の選任）

当会社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

#### 第18条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第19条（代表取締役の選定）

当会社は、取締役会の決議により代表取締役を選定する。

2. 当会社は、取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

#### 第20条（取締役会の招集権者および議長ならびに招集通知）

当会社の取締役会は、取締役社長が招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、予め取締役会で定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

2. 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催できる。

## 第21条（取締役会の決議方法等）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

## 第22条（取締役の責任免除）

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第23条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

# 第5章 監査役

## 第24条（監査役の員数）

当会社の監査役は、2名以内とする。

## 第25条（監査役の選任）

当会社の監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

## 第26条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

## 第27条（監査役の責任免除）

当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第28条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

## 第6章 計算

### 第29条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの1年とする。

### 第30条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### 第31条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 前項の未払の配当金に対しては、利息をつけない。

## 附則

### 第32条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、会社設立の日から平成21年1月31日までとする。

### 第33条（本店所在場所）

当会社の設立時の本店は、大阪市中央区農人橋一丁目1番22号 大江ビル10階に置く。

### 第34条（定款の効力発生および附則の削除）

本定款は、大阪市中央区農人橋一丁目1番22号 大江ビル10階 株式会社ナチュラム（平成20年8月1日付で「ミネルヴァ・ホールディングス株式会社」に商号変更予定）のEコマース（インターネット通信販売）事業に関して有する権利義務を会社分割して、新たに設立するナチュラム・イーコマース株式会社に承継させるために作成したものであり、分割の効力が生じた時からこれを施行する。

2. 本定款附則のうち第32条は最初の定時株主総会の終結の時に、第33条および本条は本定款効力発生後、自動的に失効し、本定款から削除されるものとする。

別紙 2

### 承継権利義務明細表

本分割により、設立会社が当会社から承継する権利義務の明細は、設立会社成立の日において本事業に属する次に掲げる権利義務とする。なお、承継する債務については、当会社が併存的（重疊的）に債務を引き受けるものとする。

これらの権利義務のうち、資産及び負債については、平成20年1月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに設立会社成立の日の前日までの増減を加除した上で確定する。

#### 1. 承継する資産

##### (1) 流動資産

本事業に属する現金及び預金、商品。

売掛金及びその他の流動資産は承継しない。

##### (2) 固定資産

本事業に属する什器備品等の有形固定資産。

本事業に属するソフトウェア等の無形固定資産。

投資その他の資産は承継しない。

#### 2. 承継する負債

##### (1) 流動負債

本事業に属する支払手形、買掛金、未払金、その他の流動負債。

##### (2) 固定負債

固定負債は承継しない。

#### 3. 承継する雇用契約

設立会社の従業員は、全員を当会社からの出向とし、承継する雇用契約はない。

#### 4. 承継するその他の権利義務等

本事業に属する業務委託契約その他一切の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務。

### 3. 会社法施行規則第205条各号に掲げる事項の内容の概要

#### (1) 会社法第763条第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

##### ① 新設分割に際して交付する新設分割設立会社の株式の数に関する事項

当社は、会社分割の方法により、持株会社体制に移行することを予定しております。

この持株会社体制への移行手続きの一環として、当社は、その商号を「ミネルヴァ・ホールディングス株式会社」に変更し、当社のEコマース（インターネット通信販売）事業部門に関して有する権利義務を、新設分割の方法により新たに設立する「ナチュラム・イーコマース株式会社」（以下「新設分割設立会社」という。）に承継することにいたしました。

当該権利義務に代えて当社に対して交付される新設分割設立会社の株式の数につきましては、当該新設分割によって、当社の純資産に変動はなく、また、その全ての株式が当社に交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められるところ、持株会社体制への移行の目的に鑑み、当社の完全子会社となる新設分割設立会社を適正かつ効率的に管理するために、新設分割設立会社は普通株式400株を発行し、これを全て当社に交付することが相当であると判断いたしました。

##### ② 新設分割設立会社の資本金及び準備金の額に関する事項

新設分割設立会社の資本金及び準備金の額につきましては、新設分割設立会社に承継される予定の資産及び負債の額が、それぞれ413,442千円及び324,316千円であると見込まれるところ、これに新設分割の効力発生時点までの変動要素をも加味したうえで、新設分割後の新設分割設立会社の安定した財務基盤の構築と機動的かつ柔軟な資本施策とのバランスのほか、当社の他の子会社及び同業他社の事業規模及び財政状況その他の事情を総合的に勘案し、会社計算規則第80条の規定に従い、新設分割設立会社の事業内容及び事業規模に応じて相当と認められる資本金及び準備金の額を定めました。

- (2) 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

#### 会社分割（簡易新設分割）

当社は平成19年12月25日開催の取締役会において、平成20年2月1日をもって、当社のECソリューション事業部門を会社分割し、新設するジェネシス・イーシー株式会社に承継させる新設分割計画を承認し、平成20年2月1日当該新設分割の効力が発生いたしました。

なお、当該新設分割は、会社法第805条の規定により、株主総会の承認を得ることなく行われました。

また、分割に際してジェネシス・イーシー株式会社が発行した株式は全て当社に割り当てられ、ジェネシス・イーシー株式会社は当社の100%子会社となっております。

当該新設分割により設立されたジェネシス・イーシー株式会社の概要は、次のとおりであります。

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| ① 商号       | ジェネシス・イーシー株式会社            |
| ② 事業内容     | Eコマースのための各種ソリューションサービス    |
| ③ 本店所在地    | 大阪市中央区農人橋一丁目1番22号 大江ビル10階 |
| ④ 代表者      | 代表取締役社長 中島 成浩             |
| ⑤ 資本金の額    | 1,000万円                   |
| ⑥ 発行済株式の総数 | 200株                      |
| ⑦ 事業年度の末日  | 1月31日                     |



### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更理由

①第2号議案を承認いただきますと、平成20年8月1日（予定）をもって、当社は、Eコマース（インターネット通信販売）事業部門を100%子会社に新設分割の方法により承継させ持株会社となります。これに伴い、現行定款第1条および第2条に定める商号および事業目的の変更を行うものであります。

なお、現行定款第1条及び第2条の変更につきましては、第2号議案が承認され、かつ、同議案における新設分割の効力が発生することを条件として、平成20年8月1日（予定）をもって効力が生じるものとします。

②第8期（平成20年1月期）において資本金の額が5億円以上となり、会社法第2条第6号に規定される大会社に該当することとなり、同法第328条第1項の規定に基づき監査役会、会計監査人の設置が必要となりますので、現行定款第4条、現行定款第29条において所要の変更を行うとともに、変更案第32条から第36条及び第40条、第41条を新設するものであります。

③経営陣の充実強化を図る目的で、現行定款第18条において取締役の員数を7名以内に引き上げるものであります。

④補欠監査役の予選の有効期間について、選任手続きの煩雑さを勘案し、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとするよう変更案第38条を新設するものであります。

⑤当社が株式公開により株券保管振替制度の適用を受けたことに伴い、実質株主に関して現行定款第9条、現行定款第14条について所要の変更を行うものであります。

⑥その他、全般にわたって条数、文言の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商 号) 第1条 当社は、株式会社ナチュラルムと称し、英文では、<u>Naturum CO.,LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。  (新設)</p>	<p>(商 号) 第1条 当社は、ミネルヴァ・ホールディングス株式会社と称し、英文では、<u>Minerva Holdings CO.,LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>(1) 次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理すること。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターネットによる情報提供、通信販売および仲介、広告業務</li> <li>2. アウトドアレジャー用品、釣具、スポーツ用品の販売</li> <li>3. 旅行用品、自動車用品、日用品雑貨の販売</li> <li>4. レジャー、スポーツ、旅行に関する情報提供サービス</li> <li>5. イベントの企画、運営</li> <li>6. ソフトウェアの開発、販売</li> <li>7. コンピューターおよび周辺機器の販売</li> <li>8. 健康食品、食料品、健康機器の販売</li> <li>9. 市場調査および各種マーケティングリサーチ業</li> <li>10. 倉庫業、梱包発送代行業務および梱包資材の販売</li> <li>11. 損害保険代理業</li> <li>12. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</li> <li>13. <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></li> </ol> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターネットによる情報提供、通信販売および仲介、広告業務</li> <li>2. アウトドアレジャー用品、釣具、スポーツ用品の販売</li> <li>3. 旅行用品、自動車用品、日用品雑貨の販売</li> <li>4. レジャー、スポーツ、旅行に関する情報提供サービス</li> <li>5. イベントの企画、運営</li> <li>6. ソフトウェアの開発、販売</li> <li>7. コンピューターおよび周辺機器の販売</li> <li>8. 健康食品、食料品、健康機器の販売</li> <li>9. 市場調査および各種マーケティングリサーチ業</li> <li>10. 倉庫業、梱包発送代行業務および梱包資材の販売</li> <li>11. 損害保険代理業</li> <li>12. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</li> <li>13. <u>前記 1 から12に付帯関連する一切の業務</u></li> </ol> <p style="text-align: center;">(2) <u>グループ会社に対する経営コンサルティング業</u></p> <p style="text-align: center;">(3) <u>不動産の賃貸借および管理業務</u></p> <p style="text-align: center;">(4) <u>経理、財務、人事、総務に関する業務代行業</u></p> <p style="text-align: center;">(5) <u>前各号に付帯または関連する一切の事業</u></p>
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> </ol> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>3. 監査役会</li> <li>4. 会計監査人</li> </ol>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (記載省略)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 (記載省略)</li> <li>3 当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</li> </ol>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行のとおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 (現行のとおり)</li> <li>3 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</li> </ol>
<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (記載省略)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主 (実質株主を含む。以下同じ。) の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(員 数)  第18条 当社の取締役は、<u>6</u>名以内とする。</p>	<p>(員 数)  第18条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p>
<p>第 5 章 監査役</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>
<p>(員 数)  第29条 当社の監査役は、<u>2</u>名以内とする。</p>	<p>(員 数)  第29条 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p>
<p>(任 期)  (記載省略)  第31条 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了す<u>べ</u>き時までとする。</p>	<p>(任 期)  (現行のとおり)  第31条 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了す<u>る</u>時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査役)  第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会の招集通知)  第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会の決議方法)  第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会の議事録)  第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会規程)  第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の報酬等) 第32条 (記載省略)	(監査役の報酬等) 第37条 (現行のとおり)
(新設)	<u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u> 第38条 <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(監査役の責任免除) 第33条 (記載省略)	(監査役の責任免除) 第39条 (現行のとおり)
(新設)	<u>第 6 章 会計監査人</u>
(新設)	<u>(選任方法)</u> 第40条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新設)	<u>(任期)</u> 第41条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u>
<u>第 6 章 計 算</u>	<u>第 7 章 計 算</u>
(事業年度および決算期) 第34条 (記載省略)	(事業年度および決算期) 第42条 (現行のとおり)
(剰余金配当の基準日) 第35条 (記載省略)	(剰余金配当の基準日) 第43条 (現行のとおり)
(中間配当の基準日) 第36条 (記載省略)	(中間配当の基準日) 第44条 (現行のとおり)
(配当金の除斥期間) 第37条 (記載省略)	(配当金の除斥期間) 第45条 (現行のとおり)

#### 第4号議案 取締役1名選任の件

第3号議案の承認可決を条件として、経営陣の充実強化を図るため取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式の数
譚 玉 峰 (昭和39年5月12日生)	平成5年4月 アンサー株式会社入社 平成12年11月 インタセクト・コミュニケーションズ株式会社設立 代表取締役就任（現任） 平成14年3月 音泰思計算機技術（成都）有限公司設立 董事長就任（現任） 平成16年3月 成都音和娜網絡服務有限公司設立 總經理就任（現任） 平成18年6月 北京音泰思計算機技術有限公司設立 總經理就任 平成19年10月 同社 董事長就任（現任） 現在に至る。	一株

(注) 1 譚玉峰氏はインタセクト・コミュニケーションズ株式会社の代表取締役を兼務しております。同社は当社の株主（80株保有、保有比率0.70%）であるほか、当社から同社へシステム開発を依頼する等の取引関係があります。

2 譚玉峰氏は成都音和娜網絡服務有限公司の總經理を兼務しております。同社は当社の子会社（当社の出資割合53.2%）であるほか、当社は同社へ日本語データ登録及び画像データの入力作業等を委託する取引関係があります。

## 第5号議案 監査役2名選任の件

監査役岡本健一氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、会社法第328条第1項により監査役会の設置が必要となることから、会社法第335条第3項の要件を満たすために、新たに1名の増員が必要であります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	岡本健一 (昭和15年12月24日生)	昭和38年4月 松下電器産業株式会社入社 昭和52年5月 イギリス松下電業株式会社出向 平成3年5月 フランス松下電器株式会社出向 平成16年2月 当社監査役就任 平成16年4月 当社常勤監査役(現任) 現在に至る。	一株
2	※浅野弘 (昭和12年7月8日生)	昭和35年4月 松下電器産業株式会社入社 昭和61年5月 アメリカ松下電器株式会社出向 平成14年4月 財団法人社会経済生産性本部認定 経営コンサルタント 平成19年5月 社団法人アジア協会アジア友の会 理事(現任) 現在に至る。	一株

(注) 1 ※は新任の監査役候補者であります。

2 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3 岡本健一氏及び浅野弘氏は社外監査役候補者であります。

4 社外監査役候補者の選任理由

①岡本健一氏につきましては松下電器産業株式会社に定年まで勤務しておりました。同社では、管理職及び関係会社に当たる出向先での経営責任者(独立採算の経営責任者として、経理・財務部門も統括管理)を経験し、経営全般並びに会計関係の一通りの基本的能力を具備しております。これらの経験を、業務執行機関に対しての監督機能の強化と経営の透明性及び公平性の向上にいかして頂くため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会の終結の時をもって4年となります。

②浅野弘氏につきましては松下電器産業株式会社に定年まで勤務しておりました。同社では、在職中、輸出・海外事業運営に従事し(6年間のアメリカ現地法人勤務を含む)、退職後は財団法人社会経済生産性本部認定経営コンサルタントとしての経験を有しております。これらの知識・経験等を、当社の監査体制にいかして頂くため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

## 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式の数
檜垣健志 (昭和21年3月4日生)	昭和44年4月 株式会社パリス入社 平成9年9月 大研医器株式会社入社 平成12年4月 同社 総務人事部 部長 平成16年4月 同社 内部監査室リーダー 平成19年6月 当社入社  現在に至る。	一株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

## 第7号議案 会計監査人選任の件

当社が大会社に該当することとなったことに伴い、会社法第328条第1項により会計監査人の設置が義務付けられることから、新たに会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

1 名称	監査法人トーマツ
2 事務所	主たる事務所 東京都港区芝浦四丁目13番23号MS 芝浦ビル その他の事務所 (国内) 札幌、仙台、盛岡、新潟、北関東、千葉、横浜、長野、北陸、静岡、名古屋、岐阜、三重、京都、大阪、奈良、和歌山、神戸、岡山、広島、松江、高松、松山、福岡、大分、熊本、鹿児島、那覇 (海外) Deloitte Touche Tohmatsu 駐在員派遣 約40都市
3 沿革	昭和43年5月 設立 平成2年2月 監査法人トーマツに名称変更。国際会計事務所組織であるデロイト トウシュ トーマツに主要構成事務所として参加
4 監査関 与会社	4,114社 (平成19年9月末日現在) 金商法・会社法監査：1,032／金商法監査：125／会社法監査：1,099／ 学校法人監査：92／労働組合監査：58／その他の法定監査：224／ その他の任意監査：1,484
5 出資金	2,076百万円 (平成19年9月末日現在)
6 構成人員	5,316名 (平成19年12月末日現在) 社員 (公認会計士) 516名 参与 23名 職員 (公認会計士) 1,500名 (会計士補) 977名 (その他専門職員) 1,849名 (事務職員) 451名 合計 5,316名 注：海外駐在員を含む。関係会社の人員を含まない。 注：その他専門職員には、①公認会計士試験論文式試験合格者 (968名)、 ②公認会計士試験論文式試験科目合格者及び短答式試験合格者 (272名) を含む。

以上







# 定時株主総会会場ご案内

大阪市中央区農人橋一丁目1番22号  
大江ビル13階 会議室



## ◎アクセス

○地下鉄谷町線・中央線 谷町4丁目駅8番出口より徒歩1分

## ◎駐車場について

○本株主総会のために専用の駐車場は準備いたしておりませんので、あしからずご了承ください。